

第553回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年1月22日(水) 10:00～10:15

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第553回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明を、よろしく願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の1「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請について」でございます。

(趣旨) でございますけれども、一般送配電事業者10者から令和6年11月29日付け及び12月9日付けで、経済産業大臣宛てに「託送供給等約款」の認可申請がなされまして、本年1月9日付けで経産大臣から本委員会に意見を求められているということでございます

ので、当該認可申請の内容の審査結果について御報告をさせていただき、御確認いただくとともに、経産大臣への回答について御審議をいただきたいというところでございます。

具体的な「変更認可申請の理由・概要」については、別添2-1でまとめておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

今回、合計9件の内容の変更認可申請がございまして、(1)から(8)は10者全てについて、(9)については東北電力ネットワーク株式会社のみの変更となっております。順に説明をさせていただきたいと思っております。

17行目以降でございますけれども、まず、1つ目が「制限・中止時の割引に係る規定の廃止」でございまして、こちらは、需要側の制限・中止時の割引の経過措置及び発電側の制限・中止時の割引に係る規定を削除するというところでございます。

「理由」でございまして、昨年1月17日に変更認可された託送供給等約款において、託送料金の制限の寄与等の理由から、需要側の制限・中止時の割引は廃止されることとなったというところでございます。

これを踏まえまして、第100回の制度設計専門会合(昨年8月)において、発電側の制限・中止時の割引についても、需要側と同様の措置とすることが合理的と整理をされたということでございまして、これを踏まえて、需要側と同様に2025年4月から廃止するという整理となっております。

次に(2)で、「災害時の特別な措置に係る規定の追加」でございまして、こちらの内容につきましては、これまで、災害特例措置として実施してきた措置に、以下の点を拡充して需要側及び発電側における災害時の特別な措置に係る規定として、それぞれ追加をするというところでございまして、災害救助法の適用又は激甚災害として指定された場合に、被災から電気を全く使用しない場合に、日4%の割引を行うというところでございます。

その「理由」といたしましては、先ほど(1)で御説明したとおり、制限・中止時の割引は廃止されることを踏まえまして、これは、エネ庁の電力・ガス基本政策小委員会の議論におきまして、当該の割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策として機能してきたという実態を踏まえまして、同様の仕組みを、すなわち代替措置を規定するという整理をされておきまして、需要側と同様に発電側も同様の措置を追加するものでございます。

それから、49行目(3)でございまして、先ほど(1)で御説明したとおり、制限・中止時の割引は廃止されることを踏まえまして、これは、エネ庁の電力・ガス基本政策小委員会の議論におきまして、当該の割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策として機能してきたという実態を踏まえまして、同様の仕組みを、すなわち代替措置を規定するという整理をされておきまして、需要側と同様に発電側も同様の措置を追加するものでございます。

の大量導入小委員会におきまして、及び広域機関の広域系統整備委員会において、系統の混雑緩和を希望する発電事業者が系統増強費用を負担した上で、系統増強を行うことが整理をされたという、この審議会の整理に基づいて規定をするものでございます。

それから、(4)の「翌々日計画の提出に係る規定の変更」でございますけれども、こちらにつきましても、69行目以降ですが、広域機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での整理において、需給逼迫時における情報発信の重要性の高まりから、本年4月以降は、翌々日の計画につきましても、48地点での広域予備率を算出、公表すると。これに伴って、BGにおいては、48地点の翌々日計画を提出することが整理されたことに基づく変更でございます。

それから、(5)の「工事負担金に係る規定の明確化」でございますけれども、77行目以降でございますが、標準電圧を超える電圧での供給工事が発生する場合の工事負担金の扱いにつきまして、北海道電力ネットワーク、関西電力送配電、九州電力送配電の3者のみが明記をしていたということでございまして、ほかの7者におきましても、工事費負担金の扱いを明記する。具体的には、実費を算定の上、一般送配電事業者の負担額を差し引くことで規定の明確化・統一化を図るということでございます。

また、併せて特別供給設備を規定内電圧で設置する場合の負担金の扱いも明確化をするという内容となっております。

次に(6)でございますけれども、「予備送電サービス契約電力の工事費の精算に係る規定の明確化」でございます。こちらは、96行目以降でございますけれども、予備送電サービス契約電力の消滅があった場合の臨時工事費の算定対象とすることにつきましては、中部電力パワーグリッド及び九州電力送配電のみが明記をしていたということでございまして、こちらについても、規定の明確化・統一化を図る観点から、ほかの8者についても明記をするという内容となっております。

それから、102行目の(7)でございますけれども、「既認定F I P併設蓄電池の系統充電に係る発電側課金対象範囲の規定の追加」でございますが、こちらにつきましては109行目以降でございますけれども、第69回の大量導入小委（昨年9月開催）におきまして、2023年度以前の既認定F I P併設蓄電池についても、本年4月を目途に系統からの充電が可能となったことに伴う発電側課金の対象範囲とするという整理となっております。これを規定するものでございます。

それから、(8)の「系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）の変更」でございます。

こちらにつきましては、116行目以降でございますけれども、発電設備等の並立時の周波数を、並列時許容周波数以内とするすとか、火力発電設備及びバイオマス発電設備についての出力を、それぞれ30%及び50%以下に抑制するための必要な機能を具備する旨の追加等、123行目でございます広域機関のグリッドコード検討会における技術要件の議論の内容を踏まえた整理を反映するというものでございます。

それから、(9)の「再エネ有効活用に資する軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置の拡大」、これにつきましては、東北電力ネットワークのみが対象となっております。

こちらは、再エネ有効活用に資する需要変動を後押しするための自家発補給電力を使用する際の特別措置の対象となる軽負荷期の定義を拡大するというところでございまして、こちら、軽負荷期の定義につきましては、各者が需給の状況等を踏まえて独自に定義をしているということでございますけれども、東北電力におきましては、今般、その検討を行いまして、再エネの導入、有効利用を図る観点から、対象を拡大することとしたため、その拡大の内容を約款に規定するという内容となっております。

以上9件でございまして、別添2-2で、電気事業法第18条3項の規定に照らした審査結果をまとめさせていただいております。

こちらは、表にある1号から6号について審査をする必要があるということでございまして、事務局での審査・整備案を示させていただいております。

まず、1号でございますけれども、「料金に係る規定」でございますが、こちらは、今回の変更においては、関連する規定はないということでございます。

それから、2号ですけれども、「電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」でございますけれども、右側の整理でございますが(1)から(9)の内容を記載させていただいた上で、今般の変更で、追加変更された点につきましては、託送供給等を受けることを妨げるような不当に厳しい供給条件を設定するものではないことから、「電気の供給を受けようとする者が、託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれはないと認められる」という整理とさせていただいております。

それから、3号ですけれども、「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」でございますが、こちらは、関連する規定が災害時の特別対策に係る規定及び既認定FIP併設蓄電池の系統からの充電に係る規定ということでございますけれども、「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていると認められる」という整理とさせていただいております。

それから、4号でございますが、「一般送配電事業者及び電気の供給を受ける者の責任に関する事項及び費用の負担の方法が適正かつ明確に定められている」ということでございますけれども、こちら、該当するのが翌々日計画に係る規定、工事費負担金の扱いに係る規定及び予備送電サービスの工事費の精算に係る規定ということでございますが、いずれも「責任及び費用負担について、適正かつ明確に定められていると認められる」整理とさせていただきます。

5号でございますが、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」でございますけれども、今回の追加変更等の規定は、事業者の電気の使用形態、電圧や契約別に基づく料金設定をしておりますが、「正当な理由に基づく取扱いであり、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをしているものではないと認められる」ということでございます。

最後、「公共の利益の増進に支障がないこと」についても、それは支障がないと認められるということで、いずれの項目についても、「適合していると認められる」という事務局の整理とさせていただきます。

以上を踏まえまして、経産大臣の意見聴取については、先ほどの別添2-2のと通りの審査の結果を回答させていただければと考えております。

私からの説明は以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。

○横山委員長 第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かござ

いますでしょうか。

○田上総務課長　ありがとうございます。

　本日の会合の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどを、よろしく願いいたします。

　事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

　それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——